



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R6. 5. 24	R6. 6. 12	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	28	1															主税局荒川都税事務所事業税課
10	R6. 5. 24	R6. 6. 12	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	18	1															主税局八王子都税事務所事業税課
11	R6. 5. 24	R6. 6. 12	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	29	1															主税局立川都税事務所事業税課
12	R6. 5. 29	R6. 6. 11	T A I M S 端末紛失に係る損害額一覧表及び参考資料の提出について (05渋谷総第842号)	7	1						1	1								主税局渋谷都税事務所総務課
13	R6. 5. 30	R6. 6. 4	航空写真に地籍図を重ね合わせた図面 対象範囲：墨田区江東橋〇丁目〇番〇付近 航空写真対象年度：令和5年度 縮尺：1/600 印刷設定：A3サイズ、片面、カラー	1	1															主税局墨田都税事務所固定資産税課
14	R6. 5. 31	R6. 6. 14	令和3基準年度及び令和6基準年度における固定資産税路線価の標準宅地番号04-013、04-121及び04-105に係る鑑定評価書	24	1						1	1	1	1						主税局渋谷都税事務所固定資産税課
15	R6. 6. 10	R6. 6. 25	標準宅地番号01-237に係る令和6基準年度における標準宅地の鑑定評価書	4	1						1	1	1	1						主税局中央都税事務所固定資産税課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
16	R6.6.13	R6.6.25	標準宅地番号01-238に係る令和6基準年度における標準宅地の鑑定評価書	4	1						1	1	1		1					<p>【不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影】：第7条第4号 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。</p> <p>【取引事例の地積及び取引時点】：第7条2号、第3号及び第6号 公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。</p> <p>公にすることで、他の情報と照合することにより、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	主税局中央都税事務所固定資産税課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。